

広報 りくぜんたかた

〈臨時号⑥〉

【発行】

陸前高田市企画部協働推進室
(災害対策本部：学校給食センター)

平成23年5月27日

第1仮庁舎代表電話：0192-54-2111

仮設庁舎代表電話：0192-59-2111

おおふなとさいがいFMで、広報りくぜんたかた臨時号の内容など、毎日本市の情報を放送しています。周波数は80.5MHzで、午前8時、11時、午後2時、5時の4回放送しています。広報と合わせてそちらも利用してください。

アンパンマンの原作者やなせたかしさんが「陸前高田の松の木」のCDを自主制作

アンパンマンの原作者やなせたかしさんが、高田松原の中で唯一残った一本松をテーマにした「陸前高田の松の木」という歌をつくり、CDとハンカチを自費で製作する予定となりました。

やなせさんは、売上金を市に寄附し、著作権も市に帰属させる意向です。

◆6月のごみ収集日について 清掃センター(☎55-5437)

5月30日(月)から震災前のごみ収集に戻ります。指定ごみ袋などには行政区と世帯主の氏名を記入し、当日の朝8時30分までに集積場に出してください。

燃えないごみ・空きびん・新聞・チラシほか収集日				
町名	収集行政区	燃えないごみ	空きびん	新聞・チラシ・雑誌・段ボール
矢作	2区～7区	22日(水)	15日(水)	8日(水)
	8区～14区	23日(木)	16日(木)	9日(木)
	1区.15区.16区	24日(金)	17日(金)	10日(金)
横田	全域	16日(木)	9日(木)	2日(木)
竹駒	全域	15日(水)	8日(水)	1日(水)
気仙	4区	7日(火)	28日(火)	21日(火)
	1区～3区.5区.6区	17日(金)	10日(金)	3日(金)
	7区～9区	27日(月)	20日(月)	13日(月)
高田	10区～14区	28日(火)	21日(火)	14日(火)
	1区～3区.17区	6日(月)	27日(月)	20日(月)
	4区.5区.16区	7日(火)	28日(火)	21日(火)
	6区～8区	1日(水)	22日(水)	15日(水)
米崎	9区.11区.12区.甲乙	2日(木)	23日(木)	16日(木)
	10区.13区～15区	3日(金)	24日(金)	17日(金)
	1区～5区.甲乙	13日(月)	6日(月)	27日(月)
小友	6区.甲乙～11区	14日(火)	7日(火)	28日(火)
	1区～7区	8日(水)	1日(水)	22日(水)
広田	8区～10区	9日(木)	2日(木)	23日(木)
	12区.13区	9日(木)	2日(木)	23日(木)
	1区～3区.11区.14区.15区	10日(金)	3日(金)	24日(金)
広田	4区～7区	20日(月)	13日(月)	6日(月)
	8区～10区	21日(火)	14日(火)	7日(火)

燃えるごみ収集日	
矢作 1～16区	(水)(土)
横田 1～8区	(火)(金)
竹駒 1～7区	(火)(金)
気仙 1～14区	(水)(土)
高田 1～5区と16区	(月)(木)
高田 6～15区と17区	(火)(金)
米崎 1～11区	(火)(金)
小友 1～10区	(月)(木)
広田 1～15区	(月)(木)

ごみを出す際の注意

- 仮設住宅にお住いの方は仮設住宅専用の集積場に出してください。学校専用の集積場などには出さないでください。
- 布団を出す際は、小さくたたんで、丈夫なひもで十字にしばって出してください。
- 段ボールは50cm×60cm以内の大きさにして、紙ひもでしばって出してください。
- 1mを超えるものや、ごみを多量に出される場合は、清掃センターに直接持ち込んでください。

◆津波で流された写真などの展示・返却会について

津波で流されたアルバムなどのうち、回収された写真や思い出の品の展示・返却会を行います。

▽日時 5月28日(土) 午前10時～午後4時

29日(日) 午前10時～午後3時

※雨天の場合は、中止することもありますのでご了承ください。

▽場所 気仙大工左官伝承館駐車場

▽注意事項 会場への道路は狭いため、譲り合いの安全運転をお願いいたします。

◆5月28日(土)・29日(日)の市役所窓口業務のお知らせ

【市民環境課】

- ・28日(土)…戸籍、住民票、印鑑証明書など通常どおり諸証明を交付します。
- ・29日(日)…戸籍の記載、住民基本台帳の入力作業のため、戸籍の届け出の受付のみとなりますのでご了承ください。

【税務課】

28日(土)、29日(日)とも平日と同様の業務を行います。ただし、内部システムの都合上、受付時間は午前9時から午後5時までとなりますので、あらかじめご了承ください。

◆義援金などは5月26日からは給食センターそばの仮設庁舎で受け付け

災害義援金などの受け付けは、5月26日(木)からは、市役所仮設庁舎で行っています。申請する際は、次の事項に留意しスムーズに手続きできるよう、ご協力をお願いします。

▽支給対象者

【人的被害】災害義援金(死亡または行方不明見舞金)と災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲・順位は、①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母です。

【住家被害】

◎災害義援金(住家損壊見舞金)…居住する住宅が全壊または大規模半壊・半壊の場合

◎被災者生活再建支援金…全壊または大規模半壊の場合にそれぞれ対象となり、申請者は被災当時の世帯主となります。

▽提出(提示)書類

- ①申請書…各会場において受け付けの際に配布します。
- ②り災証明書…災害義援金(住家損壊等見舞金)と被災者生活再建支援金について、住家の被災状況を確認します。
- ③預金通帳、キャッシュカードなど…振込口座の情報を確認します。
- ④運転免許証、健康保険証など(提示)…申請者の本人確認書類が必要となります。

【注意事項】

死亡者・行方不明者にかかる災害義援金の支給については、**受給資格が同順位の人**(例：親が死亡した場合の子どもたち) **がいる場合、申請者以外の方の同意書が必要になりますので、あらかじめご了承ください。**なお、同意書の様式は受付会場に用意しています。

詳しくは、市被災者支援室(☎59-2111、内線16・17)まで。

【広報りくぜんたかた臨時号の区長配布について】

現在、自衛隊のご協力により各避難所に広報を配布しているほか、自治労連のボランティアによって、各行政区長にも広報を配布しています。

このことについて、さまざまな問い合わせがありますので、次のとおり対応をお願いします。

①自衛隊が各避難所に配布する広報についての問い合わせ(部数の変更、避難所の閉鎖に伴う配布の中止など)

⇒国道340号沿い市役所新庁舎2階 企画部協働推進室(☎0192-54-2111)

②自治労連が各行政区長に配布する広報についての問い合わせ(部数の変更、配布方法など)

⇒自治労連(☎090-7719-8904)